

新しいマル乳・マル子医療証を 送付します

現在、乳幼児医療費助成(マル乳)・義務教育就学児医療費助成(マル子)の医療証をお持ちで、現況届が省略になった方、または現況届を提出済みの方には10月1日(木)から使用する医療証を9月下旬に送付します。

新たに受給の対象になる方

これまで所得超過のためマル子の対象でなかった方、2年度に対象となる方(下表参照)は、9月中旬に申請してください。申請書は児童青少年課(市役所2階)で配布します。

所得超過の方

マル子には所得制限があります。2年度から所得超過により資格が消滅する方には、受給資格喪失通知書を9月下旬に送付しました。



義務教育就学児医療費助成 所得制限限度額表 (令和2年10月以降)

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

1. 「所得」とは、給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、自営業者等で確定申告をしている方は、確定申告書の「所得金額」の「合計」の額です。
2. 年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に換算します。

- ☆所得制限額に加算する金額
 - ・老人扶養親族1人につき 6万円
 - ・扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき 38万円
- ☆所得額から控除できる金額
 - ・社会保険料相当額 一律8万円
 - ・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除 相当額
 - ・障害者控除 (普通) 27万円 (特別) 40万円
 - ・寡婦・寡夫控除 (普通) 27万円 (特別) 35万円
 - ・勤労学生控除 27万円

都の心身障害者医療費助成制度 マル障受給者証を更新します

マル障(心身障害者医療費助成制度)は、都の助成により、医療機関での自己負担(保険診療分)の一部または全部が免除される制度です。自己負担割合は、所得判定対象者の住民税の課税状況により異なります。

マル障 所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

所得判定対象者は、本人、配偶者、扶養親族等(本人が扶養親族等である場合は20歳未満)の世帯主か社会保険の被保険者(本人)です。

所得超過の方

マル障には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を8月中旬に送付いたしました。

新たに受給の対象になる方

現在マル障受給者証をお持ちでない方で、新たにマル障を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

- ① 身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級まで)
- ② 愛の手帳1度・2度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級

【申請に必要なもの】対象者の健康保険証、認め印(スタンプ式を除く)、前記①~③



児童扶養手当を 振り込みます

2年7月~8月分の児童扶養手当を9月14日(月)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは児童青少年課 助成支援係 ☎ 470・7366。

就学援助(新入学児童生徒学用品費)の 入学前支給を行います

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校でかかる費用が大きな負担となっているご家庭に対して、教育費の一部を援助していただきます。

就学援助の支給費目のうち、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。

3年2月1日現在、東久留米市に居住して、お子さんが3年4月に公立小・中学校に入学予定の児童生徒の保護者で、就学援助制度「準



障害者サービス 日中一時支援事業

移動支援事業のご案内

どちらの事業も、利用期間に転入した方は、2年度住民税課税(非課税)証明書【対象外の方65歳以上で初めて前記①~③の手帳に該当することになった方、生活保護受給世帯に属する方、後期高齢者医療制度の加入者で住民税が課税の方、マル乳(乳幼児医療費助成制度)の医療証をお持ちの方

【対象】身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方(18歳未満の方は、知的障害・精神障害が確認できる診断書でも可)

【利用日数】さいわい福祉センターで行う都型ショートステイと併せ、ひと月に7日間

【利用時間】ひと月当たり、小学生が10時間、中学生以上

【対象】小学生以上で、次のいずれかに該当する方
身体障害者手帳(視覚障害、両下肢および両上肢1級、体幹1級で車いすを用いた単独移動が困難な方のいずれか)をお持ちの方
愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的障害・精神障害が確認できる診断書でも可)

【利用時間】ひと月当たり、小学生が10時間、中学生以上

【対象】小学生以上で、次のいずれかに該当する方
身体障害者手帳(視覚障害、両下肢および両上肢1級、体幹1級で車いすを用いた単独移動が困難な方のいずれか)をお持ちの方
愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的障害・精神障害が確認できる診断書でも可)



戦没者等の妻に対する特別給付金の 手続きはお早めに

戦没者等の妻に対する特別給付金(第二回わ号)の請求期限は9月30日です。手続きがお済みでない方はお早めに請求ください。【対象】第十七回特別給付金国庫債券「わ号」を受給していた、または受給権のあった方

土地・家屋の所有者が亡くなった 際の手続きについて

土地・家屋の所有者が亡くなって、2年間に相続などの登記が完了しない場合は、登記が完了するまでの間、相続などの事実により、実際に土地・家屋を所有している方を届け出てください。【固定資産(相続財産)現所有者届書】を届け出済みの方は、登記が完了するまでの間、相続などの事実により、実際に土地・家屋を所有している方を届け出てください。

固定資産税の現況調査(土地)を 行います

3年度の固定資産税・都市計画税の課税に当たり、土地の利用状況の調査を行います。調査は、市職員が市内全域を自転車で巡回し、更地だった土地に家屋が建築されるといった土地の利用状況の変化などについて、主に目視で確認するものです。実施

詳細は市ホームページをご覧ください。詳しくは学務課学事係 ☎ 470・7779へ。

